

危険物の貯蔵・処理施設のうち大規模かつ離隔距離が一定以下の建築物

危険物の種類	危険物の数量	要件 (当該建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から敷地境界線までの距離が下記に定める距離以下)
① 火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、 信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管及び信号火箭又は煙火 チ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10t 5t 50 万個 500 万個 5 万個 500km 2t 10t 5t	火薬類取締法施行規則で規定する火薬類の種類及び数量に応じた第 1 種保安距離
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する建築物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量	50m
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20 m <sup>3</sup>	
④ マッチ	300 マッチトン (※)	
⑤ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	2 万 m <sup>3</sup>	13.33m
⑥ 圧縮ガス	20 万 m <sup>3</sup>	一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則、液化石油ガス保安規則等に規定する保安距離等 （コンビナート等保安規則第 5 条第 1 項第 5 号に規定する製造施設の場合は 50m）
⑦ 液化ガス	2,000t	
⑧ 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20t 劇物 200t	—

(※)マッチトンはマッチの軽量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×35×17mm)で7200個、約120kg